

陳 述

1 はじめに

名和でございます。本日よりご列席の文部科学省の皆様には、総長解任の可否という、とてつもなく重いご判断を頂くことになりましたことを、心からお詫び申し上げます。私の不徳の致すところと、深く反省している次第です。

文部科学省からの事実確認28項目についての私の説明の詳細は、先日前送りの陳述書で詳細に述べているとおりです。

したがって、ここでは、北海道大学総長選考会議（以下「総長選考会議」といいます。）から文科省への総長解任の申出にいたる手続き上の瑕疵及び事実認定と評価における重大な誤りを文部科学省の皆様を知って頂きたく、お話させて頂きたく思います。

そのために、まず、私が北海道大学総長に立候補した経緯や成果を申し上げた後に、私が総長として北海道大学の将来像として何を考え、どのようにそれを実現しようとしたかをご説明します。もっとも、非違行為とされている件数も多く、時間が限られておりますので、委員の皆様が報告書を読まれて、これはひどいなと感じるのではないかと思われるもの、その意味で代表的な例を取り上げて、ご説明させて頂きます。

そして、最後に、この度の事態に至ったことに関する現在の心境を述べて、陳述の総括とさせて頂きます。

2 総長に立候補した経緯等

私が北海道大学総長に立候補したのは、山口前総長が「医学部、歯学部、小部局以外では一律14.4%、教授相当で205人の人件費を削減」するという大規模な人員削減を打ち出したのが直接の原因です。その理由は、国からの運営交付金が年々少なくなり、2017年度から2021年度までの5年間で55億円が不足する財政難に陥ったというものでした。

各部局で教育の維持や学問の継承が不可能となり、特に深刻であったのは、若手教員の問題であり、若手教員の中には、昇進が止まり、任期もあるため、北大から出ていかざるを得ないとの危機感が生じ、正に、日本の国立名門大学の1つである北海道大学の存在自体が危うくなっていました。

このため、数度にわたる部局長・研究所長・センター長による会議が自主的に開催され、その総意として2回にわたり、嘆願書を総長あてに提出しましたが、期待された改善は見られませんでした。このため、私は将来に大きな禍根を残す事態になることを何とか回避したく、総長選挙に出馬しました。

私は、総長就任に際し、この北海道大学が直面していた財政困難を、教職員一体となって克服しようとの強い思いがありました。マスコミでも北海道大学の14.4%もの人件費削減問題は大きく取り上げられておりました。私は、北海道大学が今後も従前の水準を維持して教育・研究を推進できることを国内外に示すためには、人件費削減を7.5%に抑制できることを大至急発信する必要がありますと考えました。また、それと共に教育・研究レベルが以前と変わらないか、できれば向上していることを実績として示す必要があると考えました。

国からの運営交付金の削減のみならず、各種の競争的外部資金で行っている教育・研究事業の交付金が減少してきたとはいえ、やみくもに、人件費削減に走るだけでは、若手の研究者が本学から

去ります。これにより、本学の学問の継承が断ち切れ、140年に亘る本学の長い教育・研究の歴史が閉ざされることになってしまいます。それだけは何としても防ぐ必要があり、従来のような緩やかな見直しや立て直しで対処することが許されない状況にありました。

そこで、様々な事業の見直しによる経費削減および共同研究費・寄付金などの国以外の企業や個人からの外部資金の調達によって、長期的な展望で財政を立て直す作業が急務となりました。

私が総長に就任してから、休職を除くと1年6ヶ月の活動でしたが、以上の基本的な方針に従って、北海道大学は、財政再建を図り、2017年度で10億円、2018年度で16億円の余剰金を生み出し、人件費削減率の圧縮に成功しました。

教育面では、①文科省の国際化支援事業「スーパーグローバル大学創成支援事業」の2017年度中間評価で、目標に到達していない指標が多い中「A」の評価を頂くことができました。また、②2018年4月に、医理工学院、国際感染症学院、及び国際食資源学院の3つの国際大学院を開設し、本学キャンパス内の教育の国際化を更に促進することができました。

また、③2018年10月には、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と連携し、世界最高水準の教育を5年一貫で行う「卓越大学院プログラム」に、本学の獣医と医・歯・薬・保健科学が連携して実施する「One Health フロンティア卓越大学院」が採択されるなど、多くの成果をあげることができました。

これらの成果により、2018年に作られた、日本の大学の教育力を総合的に表している「THE世界大学ランキング 日本版」で、2019年に本学は全国5位にランクされました。

研究面では、2018年10月に本学にとって悲願であった、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)に採択されました。WPIの事業期間は10年で、毎年約7億円の補助金が交付されます。これにより、若手研究者の安定した雇用の促進や、世界的な研究者との交流が促され、本学の研究力向上につながると強く信じています。

また、国際化では、2017年度に、ロシアおよびインドとの世界展開力強化事業が採択されました。同一年度で、この2つを採択されたのは北海道大学だけであり、久しぶりの快挙でした。

最後に、これらの成果は私一人の努力の賜物ではなく、私の呼びかけに共鳴してくれた、本学の教職員の努力と、OB・OGのご支援の賜物であることを申し上げます。

3 調査委員会設置までの手続きの瑕疵

令和元年7月1日付け「総長の解任の申出について(通知)」によれば、私には、国立大学法人法第17条第2項本文の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に相当する、国立大学法人北海道大学総長選考会議規程第18条第1項第4号の「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当する解任事由が認められるとされ、よって、文部科学大臣に対して解任申出をされるとされています。

また、その解任事由が認められるとされる根拠として、「議長通知」では30項目の事実が挙げられておりますが、「聴聞事項」は「議長通知」の30項目中の28項目とほぼ同一内容です。

しかし、「議長通知」において示された事実(すなわち、貴省が事実確認を行ったとされる「聴聞事項」に示された事実)は、総長選考会議が設置した調査委員会報告書の一方的な事実認定に全面的に依拠するものですが、総長選考会議に対する再三の申し入れにもかかわらず、最後まで調査委員会による私本人への聴聞はなされなかったことをはじめとして、調査委員会の手続や事実認定には大きな問題があり、その報告書はおよそ依拠してはならないものであることは、既に私の代理

人弁護士が総長選考会議に提出した意見書に詳述しているとおりです。一昨年9月以降の経緯については、陳述書の6頁から14頁に取り纏めており、それに従って経時的に手続きの瑕疵について述べたいと思います。

まず、調査委員会設置までの手続きの瑕疵について述べます。

1点目は公益通報に関する瑕疵です。

平成29年9月29日、総長室において、私は、総長選考会議の石山喬議長と北大の顧問弁護士である斎藤隆広弁護士の突然の訪問（アポなし）を受け、辞任を迫られました（横山副議長も同席）。理由は「複数のパワハラに対し、公益通報があったため」ということでした。「録音テープも複数あり証拠が提出されれば言い逃れはできない。」「もし指定期間内に任意辞職すれば公益通報者を説得するよう努力する。」ということでした（陳述書6頁）。

しかし、公益通報が本当にあったなら、「国立大学法人北海道大学における公益通報の処理及び公益通報者の保護等に関する規程」（資料1・以下「公益通報規程」といいます）に則り、処理されなければなりません。一体誰に対して、公益通報があったのか（公益通報規程では、通報窓口が決まっています）。それがどうして総長選考会議の議長に届いているのか。全く不可思議なことです。斎藤弁護士が言う「公益通報者を説得する」などという権限は、一体どこに規定されており、誰に認められるのでしょうか。本当に公益通報があったのかも分かりません。

平成29年10月16日には、笠原、長谷川、西井の理事3名が突然総長室を訪れ、笠原理事がA4版2枚の資料を遠巻きに見せて、「斎藤弁護士が名和総長に非違行為があると訴えており、これらハラスメントを含む行為が罷免理由の全てである」等といいました。私は、その資料の交付を求めましたが、拒絶されました。したがって、その資料に何が書かれていたのか分かりません。更に同月24日に、笠原、長谷川、西井、皆川、関の5人の理事が総長室を訪れ、「斎藤隆広弁護士から、名和総長の非違行為に係る証拠資料を受領しました。その内容は極めて深刻なものであり、大変重く受け止めざるを得ないものです。このことを踏まえて協議した結果、私共はこの資料をこのまま放置することはできず、総長選考会議に検討を委ねるべきだと判断して、同会議石山喬議長に提出した」との通知書を読み上げました。誰が総長解任手続きを主導したのかは分かりませんが、この時点では、私を、非違行為を理由に解任することができると考えていたように思います。なお、本学の公益通報規程20条では、「本学の役職員は、被通報者が通報されたことを理由として、被通報者に対し不利益な取扱い等をしてはならない。」と定めており、弁明の機会も与えずに解任の手続きを進めることは、明らかに「不利益な取扱い」に当たると考えます。

また、そもそも、北海道大学には、公益通報規程だけでなく、ハラスメント防止規程（資料2）や、研究活動上の不正行為に関する規程（資料3）、が存在し、これら各種規程には、調査機関を設置の上事実の有無を調査し客観的に判断する手続や被告発者・被告発者の保護が定められています。しかし、この度の私に対する手続においては、これら各種規程が定めている手続きが全て無視され、平成30年11月6日の北海道大学総長選考会議において、私の非違行為の有無に関して調査開始決定がなされました。極めて重大な手続上の違背が存在するにもかかわらずです。

2点目は、監査報告における瑕疵です。北海道大学は監事2名による監査が行われています。ガバナンスも監査の対象です。総長によるパワハラ行為や総長の非違行為についての公益通報事項は、異常事態（資料4・国立大学法人北海道大学監事監査規程15条）であり、役員または職員はその

旨監事に報告する義務があります。しかし、北海道大学の平成29年4月1日から平成30年3月31日の第14期事業年度の業務に関する平成30年6月11日付監事監査報告書（資料3）には、ガバナンスに関しては一切指摘がありません。また、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の業務に関する令和元年6月14日付監事監査報告書（資料4）においても、「現在調査中の研究費の不正使用事案1件を除き、指摘すべき事項は認められません。」とされており、「内部統制システムの整備及び運用に関する状況」についても、「特に指摘すべき事項は認められません。」と報告されています。

この監査報告は、報告書中にあるように、「本学におけるガバナンス体制や総長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め」て作成されたものです。したがって、これらの監査報告は、私に格別問題となるような行動はなかったことを間接的に示していることとなります。もし、そうではなく、私に関して問題視されている諸事実が監事に報告されていなかったとするなら、何故監事に報告されなかったのでしょうか？ 全く不可解としか言いようがありません。

4 調査委員会の調査手続の瑕疵

続いて、調査委員会の調査手続に関する瑕疵について述べます。

総長選考会議は、平成30年11月12日付「調査開始の通知」において、「今後、名和氏に対して、同調査委員会から事実確認のための聞き取り調査を行いますので、ご対応願います」としながら、調査委員会の調査は、私の聴取を行わず弁明の機会を与えられないどころか、調査対象事実さえ告知されず、何について防御すべきかもわからない有様でした。そのうえ証拠として、調査委員会に何が提出されているのか、提出証拠の閲覧さえ十分ではありませんでした。そして調査委員会は、平成31年2月6日付で調査報告書を提出して調査を終えています。

これは、適正手続保障及び実体的真実の解明のいずれの観点からみても重大な問題をはらむものです。この点につきましては、総長選考会議に提出した令和元年5月10日付の意見書において詳述しております。皆様には既にご一読頂いていると思いますが、再度お読みくださるようお願い致します。

なお、調査報告書の内容は、あまりに一方的で、事実誤認、経緯を無視した短絡的な非難に満ちており、この調査報告書を読んだときは、胸がつまり息ができなくなるような苦しさを覚えました。

私は、北海道大学が置かれた厳しい状況を克服し、日本の有力大学としての将来を切り開き、世界のなかでもしかるべき地位を築くため、できうる限りの努力を傾けて諸課題に取り組んでまいりました。重要な諸事業の推進とその成果を得るための作業は、関わる方々に神経をすり減らすようなご負担をおかけするところがあります。それが、ヒアリング対象となっている職員の皆様の不興を買った主たる原因かと推察しているところです。

しかし、私は、これまで、職員の人格を責める気持ちを抱いたことも、人格を責めたことも一度もありません。ただただ、北大という大きな船団を、荒れ狂う大海原にあっても無事航海できるように全身全霊をもって舵をとるなかで、このような事態となったわけです。

これは、私の不徳の致すところではございます。しかし、調査報告書の中で、私の言動が「非違行為」とされている点に関しては、明らかに事実と異なる点が多々含まれております。また、やりとりの経緯や背景などが欠落しているため、事実が正しく伝わっていないところも多くあります。

調査委員会が私のハラスメントとして挙げた他の事例も、私が今お話しした事例と同様であり、その詳細は、私の陳述書に記載したとおりで、是非お読み頂きたと思います。

調査委員会は、私からの事情聴取がないままに、当事者の一方的な言い分だけに基づいて、私が言った覚えのないことを私が言ったと認定する、また、私の言葉の意味が誤解されるなど、多くの事実誤認をして、私がハラスメントを行ったと、誤った評価をしているものであり、誠に残念です。

私も、職務の過程で、部下に過ちや至らないところがあれば、注意をする、時には叱責することもあります。それには、必ず背景の事情があり、経緯があります。しかし、調査報告書では、やりとりの背景や経緯などには、殆ど関心が払われていません。

また、ハラスメントを訴える方々の多くは、理事や政策調整室に所属される職員です。理事は法人化によって急速に拡大する総長の経営責任に対応して、十分な経営体制を整えるという観点から置かれるものです。総長が「教学」「経営」双方の長であることから、理事は「教育研究」「経営」双方について総長を補佐し、業務を担当してとりまとめる方です。言い換えると、総長に至らぬところがあれば、それを補佐するものです。

また、政策調整室は、本学事務組織規程によれば、総長と役員間の意識調整や、総長の意思決定事項を事務局・各部局へ伝達することを行い、実施状況の確認・報告をするものです。

私が一部の理事や一部の役職員と関係を上手く築くことができなかつたことは、私の不徳の致すところではございます。しかし、仕事の内容に不備があった場合に、総長からこれを指摘させて頂いたり、時には叱責にわたる注意を行うことが全てハラスメントと評価されてしまつては、総長としての仕事が成り立たなくなってしまうのではないか、という思いもあります。

5 総長選考会議の事実認定と評価に関する疑問点と誤り

次に、総長選考会議の事実認定と評価に関する疑問点と誤りについて述べます。1点目は、私の解任を求める組織の存在に関するものです。

本件においては、遅くとも平成29年12月から長期間にわたつて組織的に且つ秘密裏に録音（録音された非違行為は、聴聞事項1の(8)、(10)、(11)、(12)、(14)、(17)、(18)であり、(8)、(11)、(12)は総長室で、(14)、(17)、(18)は総長車で録音）されており、何者かが意思を通じて組織的に行つていたと推測されます。そして、その録音テープは、公益通報処理規程やハラスメント防止規程（資料5）に従うことなく、誰から誰に渡されていたのか不明のまま、総長選考会議に提出されています。このことも、先に述べた手続きの瑕疵と相俟つて私の解任を求める組織の存在と無関係ではないと思います。

また、私は、本学の混乱を避けるため、平成30年12月9日、文部科学大臣宛ての総長辞任願を総長選考会議の石山喬議長にお渡ししましたが、結果的には受理されませんでした。その理由は、総長選考会議は、私の解任に向けて手続きが進んでいるからとのことでした。私が辞任するのではならず、解任しなければと考えていたようです。その延長線上に、本日、3月16日の聴聞が位置付けられているように感じます。

第2番目は、「総長選考会議の判断」の誤りです。

総長選考会議が文部科学大臣に提出した「国立大学法人北海道大学総長の解任の申出に係る審議等の結果」に記載された、各「総長選考会議の判断」部分では、事項ごとに、書面で質問し、その回答書もふまえて判断したものが少なくありません。質問された者同士は職場等においても近く、口裏まで合わせていたのではないかとはいえませんが、先に述べた悪感情が結果的に共振する回答になった面は否めないと思います。

北海道大学が、財政基盤を整え、世界の有力大学に伍していくためには、スピード感をもって学内行政を推進していく必要があります、ときに職員あるいは一部の理事に対して、耳触りのよくない言葉を発することがあったかも知れません。しかし、それは些末なことです。

私は、些末という言葉を使いましたが、例えば、1の(1)では、●●財務部長に対し威圧的な叱責を行ったとあります。陳述書の6頁以下に書きましたが、私にとって総長選挙の公約でもあった人件費削減幅を7.5%まで圧縮できる財政再建策の定立こそ最重要な喫緊の課題でした。その最優先課題が進展しないなかで、日ハム球場の北大移転が持ち上がったのです。やるべきことをないがしろにして、何が日ハム球場だ、大学キャンパス内に球場など本気で考えるような話かという思いもあって、ご指摘の発言になったと思われます。重要課題が山積しているのに、何をやっているんだという思いからの発言でありました。

また、私はこれまで、人と話をする際に、いかに腹が立とうと、「足を踏み鳴らす」(1の(2))などという態度をとったことはありません。舞台上の役者でさえ、「足を踏み鳴らす」ような演技は簡単ではないでしょう。これでは、まるで子供のまま大人になった性格破綻者だといわんばかりであって、私の人格を根底から否定するあまりにもひどい話だといわなければなりません。もし複数の方がそのように証言しているのであれば、それは私を追い落とすための口裏合わせであると断言せざるを得ません。このような些末な行為がいくつもあったとし、しかし、人格を侵害する作り話で私の解任を企図したのは誠に遺憾です。

6 裁判例との比較

仮に選考会議が認定した事実が認められるとしても、それらの行為は、解任に値するとは思われません。弁護士さんにパワハラ解雇事件の調査をお願いしましたが、見せられた裁判例で懲戒解雇が無効とされた行為に比べ、私の行為は、行為の悪質さ、違法の程度は格段に低いものであり、到底解任に値するとは思われません。総長選考会議は、弁護士さんのアドバイスを受けている筈であるのに、解任相当の決議を行ったことは、多くの裁判例とバランスを欠くものです。それほど解任を求める側の強い意向が認められます。文部科学大臣におかれては、解任事由をよくご吟味ご勘案頂きたく存じます。解任という行政処分が決まれば、当然司法にその判断の適否を求めることになります。

7 おわりに

教育は社会や国家の「百年の大計」とも言われます。北海道大学の源となる札幌農学校の初代教頭であった W.S. クラーク博士も、「国に人民無くば国にあらじ、人に心無くば人にあらず。然り而して、人の心田もこれを耕さざれば、有って無きが如し」と述べ、国の振興には、農業や産業も貴重だが、広い素養を有する人材の育成が最も重要と喝破しています。

大学における高等教育は、人類が永年にわたり蓄積した「知」を次世代に確実に伝えるとともに、新たな知見を開拓し、それを吸収して人類がさらに発展し、飛躍することが目的であります。それは大学の教養教育においても専門教育においても同様であり、それぞれに人類の幸福と安全を増進することに貢献するものです。したがって、教育政策では、将来の社会や世代の行方を慮り、新たな方向を創造して、人類の幸福に寄与できる有為な人材の育成を第一義とし、同時に、自由闊達で批判的、かつ様々な価値や文化を理解できる豊かな人間性を育むことが肝要となります。

特に、昨今は、人工知能や情報通信技術の急速な進歩により社会が急速に変化し、経済のグローバル化による貧富の格差の拡大、地球環境の劣化とそれに伴う異常気象と災害の多発など数多くの地球規模での問題が山積してきております。この難題を解決し、更に我が国の経済力強化を支える優秀な若手人材を確保する為に、産業界および政界から大学改革を求める声が日々増してきておりました。しかし、ここ数年の基盤経費の削減で、若手研究者を雇用する人件費が不足し、かつ若手研究者は競争的資金の申請や獲得後の事務作業に追われ、さらに短期的な結果を求めるため、大学現場における研究・教育の競争力が失われ、若手研究者がアカデミズムから遠ざかる危機に瀕しております。このような状況では、1980年代に世界トップレベルの革新的な科学技術を創造した我が国の「知の集積」が消尽されてゆき、やがて喪失することが危惧されておりました。この日本の大学の危機的な状況を突破するためには、大学が向かうべき将来像を考え直し、最善策を導き出すことが必要となります。

大学改革には、組織構造や人事の刷新だけでは不十分で、仕事の準則や方法を変えて、教職員の意識改革を図っていかねばなりません。

このためには、崇高な使命感を持った教員の育成のみならず、教育事務を掌る大学自身の職員の意識と言動、仕事に取り組む姿勢の見直しも当然重要であります。一方で、職員の実態を見ると、今までの枠を脱しえない、業務の馴れ合いに随し、何故その仕事をしているのか、ステークホルダーである学生、保護者や国の為に働く目的が希薄化してしまっておりした。言い換えれば、志が低く、職員の意識改革の必要性を感じておりました。

私は、従来のマネジメントだけでは不十分と判断し、就任時にビジョンを示し、理事や役職員にはそのビジョンを理解し、それを達成するための戦略を考える、いわゆるリスクに果敢に挑む、人望あるリーダーシップを求めておりました。

しかし、それは、丹念に情報を収集。分析するという、時としてうんざりするような骨の折れる仕事であります。北海道大学のような伝統ある大きな組織では、マネジメント的発想を過剰なまでに仕込まれ、リーダーとしての鍛錬が足りないことが問題となります。役職員には、リーダーとして「人心を一つに統合する」ことが大切な事を日常から説きました。また、そのためのコミュニケーションは、従来のトップダウンの階層的なものではなく、業務に応じた非階層的なものとし、各階層で各自が自分自身で判断することを求めることもありました。

私の意図が、少ない言葉の為に、時にはそれが他の人にとって嫌がらせと受け止められることがあったかもしれません。それが昂じて、私に対する悪感情になることも否定できません。その悪感情が職員の方の供述に繋がったのかもしれませんが。また、私は、企業時代の癖で失敗しても進展することを求める性向があり、良くいえばスピード感をもって仕事をするを第一とします。但し、失敗してもその非を咎めることはしません。実行しないで、出来ないときぼっていることについて叱責したつもりです。実行能力がないと判断すれば、それ以上要求することはありません。しかし、私は、発する言葉により受け手の不愉快まで十分考えていたとまでいえないと反省しております。そのため、職員の私に対する悪感情となった可能性は否定できません。

また、現在の北海道大学の役職員は、国家公務員で採用された方々であり、その意識改革としては、以下の「後藤田五訓」に基づき、校益重視、事実報告、連絡相談、責任感、忠誠実行ということだと思い、これを進めてきました。

1. 出身がどの省庁であれ、省益を忘れ、国益を想え。
2. 悪い、本当の事実を報告せよ。

3. 勇気を以って意見具申せよ。
4. 自分の仕事でないと言うなかれ。
5. 決定が下ったら従い、命令は実行せよ。

これが、理事や一部の役職員に理解されずに、1の(1)~(18)についての反論は、陳述書で述べたとおりですが、私は、それなりの成果も期待しての言動です。その過程で、相手方が粗暴な言葉を発すると、喧嘩を売り来ていると感じながらも、売り言葉に買い言葉で、つい声も大きくなり言葉も乱暴になったことは反省しております。大学改革が途半ばでとん挫したことは全く残念至極でなりません。

最後に、私が総長を拝命した時の動機は、クラーク先生が残された教育精神の復活し、多くの若い人材を育むことであったこと、その時の決意は、初代文部大臣の森有礼氏が自警で述べている「文部省」を「大学」に読み換えた、「大学は、全国の教育学問に関する大権を持っており、その責任はきわめて重い。だから、大学の職務を担当するものは、ひたすら自らの職分に励むべきであり、最後にはこの職に殉じてもよいとの覚悟が必要である。」でありました。

今回の解任騒動でも「私利私欲を持たず、全国の高等教育を掌る学長としての職分として為すべきことを為そうと励んだ結果であり、これに殉じても仕方ないと考えていた」ことを申し上げます。私が総長に就任してから、休職を除くと1年6ヶ月の活動でしたが、北海道大学は、財政再建を図り、2017年度で10億円、2018年度で16億円の余剰金を生み出し、人件費削減率の圧縮に成功しました。また、冒頭に申し上げたように教育面でも成果を挙げ、2018年に作られた、日本の大学の教育力を総合的に表している「THE 世界大学ランキング 日本版」で、2019年に本学は全国5位にランクされました。

研究面では、2018年に、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)に採択され、本学の研究力向上の一助となる成果を挙げ、国際化では、2017年度にロシアおよびインドとの世界展開力強化事業が採択されました。

これらは、ひとえに、本学の教職員の努力と、OB・OGのご支援の賜物です。私としましても、密かに、私の母校であり、誇りであり、愛してやまない北海道大学のため、これらの事業の先頭に立ち粉骨砕身の努力をしてきた、という自負がございます。

しかし、今、あまりに一方的な事実確認を前にして、なんと表現したらよいか、胸をかきむしられるような気持ちです。

皆様にご判断頂くこととなった今般の問題は、私の個人的な名誉の問題をはるかに超えて、私が一身を捧げるつもりでいたこの北海道大学にとっての大問題であることを思いますと、ことの大きさに身がすくむ思いがします。

どうか、本日の私の陳述と、先に提出しました私の陳述書と代理人の意見書を、お読み頂き、また、パワハラ証拠とされる録音をぜひお聴きのうえ、ご判断を頂きますよう、心からお願い申し上げます。

(以上)